	第31回　定例総会議事録
1．日　時	令和2年10月9日（金）午後3時15分招集
2．場　所	大分市役所　本庁舎8階　801会議室
3．出席委員 13名	1番　朝耒野　清　2番　和田　清秀　3番　筒井　昌一 4番　得丸　芳昭　5番　長尾　栄作　6番　齊木　清範 7番　脇　文夫　8番　加藤　隆生　9番　阿部　清 10番　釘宮　修一　11番　秋吉　和行　12番　齊藤　耕一 13番　平山　孝行
４．欠席委員 1名	14番　福崎　智幸
５．事務局	事務局職員　4名
事務局	ただいまより第31回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝耒野会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	（あいさつ）
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第31回定例総会を開催いたします。 本日の出席者は13名、欠席者は1名で農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	異議なし

議長	それでは、議事録署名委員に7番の脇委員、12番の齊藤委員、書記は事務局の今田さんにお願いします。 では、1ページ　第1号議案　農地法第3条許可申請についてです。1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
5番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立戸次中学校より北東に約1km の距離に位置した農地であり、現地は耕起された状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において露地野菜を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、管理機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約94a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校より西に約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は腰の丈ほどの草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は農地所有適格法人であり、申請地においてレモンを栽培予定です。農機具はトラクターを4台、コンバインを3台、軽トラを2台、ブームスプレーヤ、1t トラック、2t ダンプ、4t ユニック、フォークリフトを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積

	は臼杵市の経営面積を併せて約1,019a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、大分市立丹生小学校より南に約700mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はコンバインを2台、乾燥機を3台、トラクター、田植機、籾摺り機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約73a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次に3ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、大分市立川添小学校より南に約2km の距離に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計

	画です。譲受人は、申請地において水稲を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約123a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について鶴崎地区の委員さん、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立川添小学校より南に約2km の距離に位置した農地であり、現地は1540、1542-1、1546、1549、1558は稲刈り後の状態で、1516はサトイモ、サツマイモ、1513はクリが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において1513、1540、1542-1、1546、1549、1558は水稲、1516は露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、耕運機、乾燥機を各1台借用しており、耕運機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約31a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次に4ページ　農地法第4条許可申請　1番について、野津原

	地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの南東約1.2km に位置する農地であり、現地は既に宅地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、宅地として利用するものであるが、既に転用済みのため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 豊後国分駅の南東約250mに位置する農地であり、現地は水稲が植えられていました。転用者の状況です。本申請は、太陽光発電施設として利用するものです。農地区分です。申請地は、JR 豊後国分駅からおおむね300m以内の区域にある農地であるため、第3種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。

委員一同	ありません。
議長	なければ、5ページ　農地法第5条許可申請　1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
12番齊藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原市民センターの南東約1.2km に位置する農地であり、現地は既に宅地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、宅地として利用するものであるが、既に転用済みのため、始末書提出済みです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして6ページ　1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立丹生小学校の南約400mに位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、農業用資材置場兼作業場として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校の西約1.1km に位置する農地であり、現地は保全管理の状態でした。転用者の状況です。本申請は、不動産業を営む法人が建売住宅用地として利用するものです。農地区分です。申請地は農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他2種農地に該当します。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第1号議案について採決します。 第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可することとし、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。 次に、7ページ　第2号議案　農業経営基盤強化促進法第15条第４項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での

	意見を報告してください。
11番秋吉委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立野津原中学校より南西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地では水稲を栽培します。農機具は2t トラック、トラクターを各2台、軽トラック、スキャットローダー、ロールベーラー、ラッピングマシン、レーキを各1台、草刈機を3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約837a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当であるとの意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県家畜保健衛生所より北東へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は水稲が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で申請地では水稲、麦を栽培します。農機具はトラクター、麦播種機、乾燥機、草刈機を各2台、コンバイン、田植機、籾摺り機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約726a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次に8ページ　1番、9ページ　2番について坂ノ市地区の委員さんは一括して現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	8ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より西へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地はビニールハウスでオオバが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で、申請地ではオオバを栽培します。農機具はトラクター4台、管理機7台、フォークリフトを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は同時申請分と併せて約500a となります。 9ページ　2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校より西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地はビニールハウスで耕起され、オオバが植え付け前でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画は、8ページ1番と同様です。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の10ページ　1番は得丸委員の案件が含まれていますので、得丸委員さんは一旦、退室をお願いします。

	（得丸委員退室）
議長	では、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番筒井委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、亀の井自動車学校より北へ約600mの距離に点在した農地であり、現地はハウスでオオバが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で申請地ではハウスでオオバを栽培します。農機具はトラクターを4台、フォークリフトを1台、管理機を7台所有しています。利用権設定後の経営面積は同時申請分と併せて約500a なります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、10ページ　1番について採決します。本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、10ページ　1番は承認することとします。では、得丸委員さんは着席をお願いします。 （得丸委員着席）
議長	続きまして、11ページ　２番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査

	報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番得丸委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、亀の井自動車学校より北へ約600mの距離に点在した農地であり、現地はハウスでオオバが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は認定農業者で申請地では、ハウスでオオバを栽培します。農機具はトラクターを3台、ユンボを1台、管理機を3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約313a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の12ページは再設定ですので、説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利は賃借権で1年間の設定、賃借料は10a あたり2,554円となっています。現在と同内容での再設定となっています。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当とのご意見をいただいております。
議長	これまでの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、採決した10ページの1番を除く、第2号議案について採決し

	ます。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認いたします。 次に、13ページ　第3号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。1番　基盤強化法での所有権移転について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番脇委員	土地の表示、申請書者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、博愛病院より北東へ約700mの距離に位置した農地であり、現地はツツジ、モミジ等の苗木が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地ではツツジ、モミジの種苗を栽培します。利用権設定後の経営面積は約24a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、14ページ　利用権設定　1番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地の木上637は稙田市民センターより南西へ約2km の距離、木上787-1、788-1、788-2は南西へ約2.5km の距離に位置した農地であ

	り、現地の木上637、787-1、788-1、788-2は果樹が植えられていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では果樹を栽培します。農機具は草刈機、噴霧器を各3台、耕耘機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約10a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして2番について、稙田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
8番加藤委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分県家畜保健衛生所より北東へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地では水稲を栽培します。農機具はトラクター、コンバイン、田植機を各1台、草刈機を各3台所有しています。利用権設定後の経営面積は約272a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、15ページ　1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

5番長尾委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分市大南公民館より北東へ約1.1km の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地で露地野菜を栽培します。農機具はトラクターを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約172aとなります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、次の16ページ1番については32ページ　第6号議案　荒廃農地の発生・解消状況調査に係る非農地決定の取消　1番の土地が含まれていますので、こちらの審議を先に行います。32ページについて、説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、所有者等については議案の通りです。平成22年に非農地の決定をしましたが、今回この案件を含む利用権の申請が16ページ　1番に出ています。このことから、所有者に確認したところ甘夏を耕作しているとのことでしたので、現地調査をいたしました。その結果、この案件以外の利用権設定の農地と一体化して甘夏が栽培されていましたので、非農地決定の取消を議案に上げさせていただきました。 32ページの所有者はすでに亡くなっていますが、相続登記がまだ済んでいないため、16ページでは相続人代表、32ページは所有者の氏名での記載となっています。 地区審議会で審議していただいたところ、非農地決定の取消相当との意見でした。

議長	ただいまの説明について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、32ページ　1番について採決します。本件について非農地決定の取消とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、32ページ　1番は非農地決定の取消とします。 戻りまして16ページ　1番について審議します。佐賀関地区の委員さは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
13番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、大分市一尺屋連絡所より北東へ約2.3km の距離に点在した農地であり、現地は甘夏やポンカンなどの柑橘類が栽培されていました。 利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地では甘夏、ポンカンなどの柑橘類を栽培します。農機具はモノレール、動力噴霧器を各4台、軽トラックを1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約116a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、17ページ　1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。

4番得丸委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、亀の井自動車学校より北へ約600mの距離に点在した農地であり、現地はハウスでオオバが栽培されていました。利用権設置を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地ではハウスでオオバを栽培します。農機具はトラクター、管理機を各1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約124a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
9番阿部委員	経営者が同一である複数の事業所の利用権設定があがっていますが、何か理由がありますか。
4番得丸委員	一つの事業所での技能実習生の受け入れ人数が、年間3人までと決まっていますので、複数の事業所へ均等に配属して受け入れているためです。
議長	他になければ、18ページ　2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
4番得丸委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は亀の井自動車学校より北へ約600mの距離に点在した農地であり、現地はハウスでオオバが栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は申請地ではハウスでオオバを栽培します。農機具は管理機を1台所有しています。利用権設定後の経営面積は約54a となります。 地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、19ページから26ページは再設定ですので、事務局から説明をお願いします。
事務局	まず19ページ　1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。これまでの使用貸借権と同じ、10年間の設定となっています。 次に20ページ　2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。まだ未相続の案件で、利用権を設定するものが、相続人の過半の同意を得て相続人代表としての申請となっています。設定内容はこれまでと同様の設定となっています。次の3番、4番ともにこれまでの権利と同内容の設定となっています。21ページの5番と22ページの6番は設定するものが相続人代表ですが、相続人の過半の同意を得ての申請です。7番、8番は受人が同一の方で、これまでは使用貸借権での権利設定でしたが、今回賃借権で新たに権利設定するという内容です。次に23ページの9番から11番です。土地の表示、申請者は議案の通りです。権利、賃借料もこれまでと同様の設定です。24ページ12番から14番もこれまでと同様の設定内容となっています。稙田・野津原地区の審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 続きまして、25ページは大南地区の案件です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。権利、賃借料もこれまでと同内容での再設定となっています。大南地区の審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。 次は26ページ、大在・坂ノ市・佐賀関地区の案件です。土地の表示、申請者等については議案の通りで、権利、賃借料もこれまでと同様の設定となっています。大在・坂ノ市・佐賀関地区の審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
13番平山委員	使用貸借から賃貸借へ設定を変えていますが、通常は逆の場合が多いと思います。受人の負担が増える設定になったことについて理由があれば、経緯を教えてください。
事務局	特に両者間でトラブルがあったとは聞いていませんし、特別な理由についても確認できていません。
議長	他になければ、第3号議案について採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第3号議案は承認します。 それでは次に、27ページからの　第4号議案　農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく農用地利用集積計画作成及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用配分計画作成のための審議を行います。27ページ　1番は秋吉委員の案件となりますので、秋吉委員さんは一旦、退室をお願いします。 （秋吉委員退室）
議長	では1番について、説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、今市地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じでの3者契約です。配分先は主に水稲、シイタケを栽培する認

	定農業者で、申請地では水稲の栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約256a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、27ページ1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、27ページ　1番は承認することとします。では、秋吉委員さんは着席をお願いします。 （秋吉委員着席）
議長	それでは28ページ　1番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、宮尾地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。配分先の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にダイコン、タカナ、水稲を栽培する認定農業者で、申請地ではタカナ、ダイコンの栽培を計画しています。契約成立後の経営面積は約967a となります。 地区審議会で審議していただいたところ、すべての項目で問題なく承認相当との意見をいただいております。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、28ページ　1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、28ページ　1番は承認することとします。 それでは次に、29ページ　第5号議案　非農地証明願　1番について、事務局より報告してください。
事務局	1番です。土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は平成2年頃より耕作放棄し、原野化したという内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立神崎小中学校の北西約1.1km に位置する農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、本件は非農地相当であるとのご意見をいただいています。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、続きまして　30ページ　1番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は平成21年頃より耕作放棄し原野化したという内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北東に約1.5km の距離に位置した農地であ

	り、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、本件は非農地相当であるとのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明の内容は平成22頃より耕作放棄し原野化しているという内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北東に約1.5km に位置した農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、本件は非農地相当であるとのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は平成13年頃より耕作放棄し原野化しているという内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北東に約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、本件は非農地相当であるとのご意見をいただいております。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ4番について、事務局より報告してください。
事務局	土地の表示、願人等については議案の通りです。証明内容は昭和49年頃より耕作放棄し原野化しているという内容です。現地調査報告です。申請地は、大分市立松岡小学校より北東に約1.5km の距離に位置した農地であり、現地は原野化していました。 地区審議会で審議していただいたところ、本件は非農地相当であるとのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第5号議案について採決します。 第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。 続きまして、31ページからは　第6号議案　荒廃農地の発生・解消状況調査に係る非農地決定の取消についてです。1番について、説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、所有者については議案の通りです。取消理由ですが、平成29年の調査で非農地決定をしましたが、現状は水稲が栽培されていまし

	た。地区審議会で審議していただいたところ、非農地取消相当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ2番について、説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、所有者等については議案の通りです。取消理由ですが、平成29年の調査で非農地決定をしましたが、現状はカキが栽培されていました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地取消相当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ3番について、説明は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、所有者等については議案の通りです。取消理由ですが、平成27年の調査で非農地決定しましたが、現状は水稲が栽培されていました。地区審議会で審議していただいたところ、非農地取消相当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、32ページ　1番は先ほど審議していますので、33ページ　1

	番について説明を事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、所有者等については議案の通りです。取消理由は、平成20年の調査で非農地決定をしましたが、その後、所有者が草刈りを行ったとのことで、現地調査したところ保全管理の状態でした。地区審議会で審議していただいたところ、非農地取消相当とのご意見をいただいております。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
委員一同	ありません。
議長	なければ、第6号議案について採決します。 第6号議案について、非農地決定の取消とすることに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、第6号議案は非農地決定の取消とします。 次の34ページからの第7号議案は報告事項ですので、事務局から報告をお願いします。
事務局	34ページから37ページは農地法第3条の３届出で、相続によって農地を取得したという届出が13件出ています。続きまして、38ページから40ページにかけては、農地法第4条第1項第8号届出で、市街化区域内農地の所有者が転用する届出が7件出ています。次に41ページから45ページにかけては、農地法第5条第1項第7号届出で、市街化区域内農地で権利移動を伴う転用届が46件出ています。次に46ページ、47ページは農地法第18条6項通知で双方合意での解約の通知が4件出ています。

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
11番秋吉委員	中間管理機構を通した貸借についてのお願いです。集積することだけを考えて契約を進めることで、次々に農地を借りて、不要な農地はすぐに解約する。また耕作せずに地域や、隣接の農地所有者から苦情が出るなどの事例が発生しています。今後、中間管理機構を通して契約する場合は、地元の農業委員とも情報共有し、よく審議して決定してほしい。
事務局	農業委員さんにどのタイミングで情報共有するのかなどを、農政課と協議してご報告します。
議長	他に質問・意見はありませんか。 なければ、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。これで第31回定例総会を閉会します。